

「半導体に係る安定供給確保を図るための取組方針」の改定に関する新旧対照表(下線箇所は改正部分)

○「半導体に係る安定供給確保を図るための取組方針」(令和5年1月19日、令和6年3月29日改定)

改 正 案	現 行
<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 半導体の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごと</p> <p>とに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、半導体及び原料等の供給基盤の整備・強化に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、半導体の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。</p> <p>第1節 取組の対象範囲</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号。以下「施行令」という。)第1条第6号に規定する半導体素子及び集積回路又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム等のうち、従来型半導体、半導体製造装置等、半導体部素材等及び半導体原料について、供給基盤の整備・強化を行おうとする取組に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象となる取組</p> <p>従来型半導体、半導体製造装置等、半導体部素材等及び半導体原料の供給基盤の整備・強化を目的とした、民間だけでは実現が困難な大規模な投資を必要とする計画又は供給途絶の蓋然性が特に高く投資の緊要性が極めて高い計画に支援を行う。具体的には以下のとおり。</p>	<p>第1章 (略)</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 半導体の安定供給確保のための取組の内容に関する事項及び当該取組ごと</p> <p>とに取組を行うべき期間又は取組を行うべき期限</p> <p>第1章に規定する基本的な方向を踏まえ、当該方向を実現するものとして、半導体及び原料等の供給基盤の整備・強化に取り組もうとする供給確保計画を支援していく必要がある。このため、半導体の安定供給確保に係る取組に関する事項として、供給確保計画の認定要件を定めるものとする。</p> <p>第1節 取組の対象範囲</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号。以下「施行令」という。)第1条第6号に規定する半導体素子及び集積回路又はその生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム等のうち、従来型半導体、半導体製造装置等、半導体部素材等及び半導体原料について、供給基盤の整備・強化を行おうとする取組に該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象となる取組</p> <p>従来型半導体、半導体製造装置等、半導体部素材等及び半導体原料の供給基盤の整備・強化を目的とした、民間だけでは実現が困難な大規模な投資を必要とする計画又は供給途絶の蓋然性が特に高く投資の緊要性が極めて高い計画に支援を行う。具体的には以下のとおり。</p>

改正案	現 行
<p>① (略)</p> <p>②リサイクル施設・設備の導入、リサイクル技術開発</p> <p>(1)の品目のうち半導体原料のリサイクルに係る施設(導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。)、設備及びシステム(導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。)を導入するもの又は技術開発(導入する設備を用いて行うものに限る。)であって、技術的な優位性又は不可欠性を確立するために行うものを対象とする。なお、黄リン・黄リン誘導品は、そのリサイクル品が半導体用途として使用可能な純度の取組に限る。</p> <p>ヘリウム及び希ガスは、半導体製造施設内に設置するものであって、半導体製造工程で発生した使用済み原料をリサイクルし、半導体用途として使用可能な取組に限る。</p> <p><u>蛍石・蛍石誘導品は、半導体等の製造工程で発生した廃液・使用済み部材・加工屑等をリサイクルする取組のうち、そのリサイクル品が半導体用途として使用可能となるものに限る。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>第2節 安定供給確保の目標</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、次に掲げる基準への適合性の確認や総合的な評価を踏まえ、安定供給に取り組もうとする品目に関するサプライチェーンの供給途絶によるリスクの緩和につながるものとして、その内容が十分効果的であると認められる取組とする。</p> <p>なお、半導体及び原料等の安定供給確保のための取組の一部は、グリーントランスフォーメーション(以下「GX」という)に繋がる投資支援であるため、確</p>	<p>① (略)</p> <p>②リサイクル施設・設備の導入、リサイクル技術開発</p> <p>(1)の品目のうち半導体原料のリサイクルに係る施設(導入する設備の稼働に必要な建物部分に限る。)、設備及びシステム(導入する設備を稼働させるために直接的に必要となるソフトウェアに限る。)を導入するもの又は技術開発(導入する設備を用いて行うものに限る。)であって、技術的な優位性又は不可欠性を確立するために行うものを対象とする。なお、黄リン・黄リン誘導品は、そのリサイクル品が半導体用途として使用可能な純度の取組に限る。</p> <p>ヘリウム及び希ガスは、半導体製造施設内に設置するものであって、半導体製造工程で発生した使用済み原料をリサイクルし、半導体用途として使用可能な取組に限る。</p> <p><u>蛍石・蛍石誘導品は、半導体製造工程で発生した使用済み原料をリサイクルし、アシッドグレード(CaF<sub>2</sub>含有量97%以上)と同等程度の純度の蛍石として使用可能な取組に限る。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>第2節 安定供給確保の目標</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、次に掲げる基準への適合性の確認や総合的な評価を踏まえ、安定供給に取り組もうとする品目に関するサプライチェーンの供給途絶によるリスクの緩和につながるものとして、その内容が十分効果的であると認められる取組とする。</p> <p>なお、半導体及び原料等の安定供給確保のための取組の一部は、グリーントランスフォーメーション(以下「GX」という)に繋がる投資支援であるため、確</p>

改 正 案	現 行
<p>実な脱炭素化の実現に向けて、GX移行債を原資とする予算事業により支援を受ける場合については、申請事業者は、下記の品目ごとの要件に加えて、GXリーグに加入しているなど、次の(1)～(5)の全てを満たすこととする。ただし、GXリーグに参加する場合、又は温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO2排出量が20万t未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組を提出する場合、(3)及び(4)を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>&lt;従来型半導体&gt;</p> <p>設備投資規模が著しく大きく(原則として事業規模300億円以上とする。)、民間独自の取組だけでは実現が困難であること。</p> <p>導入する設備・装置の性能が先端的であること(特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの)。</p> <p>なお、パワー半導体については、省エネ性能が高く、電動車等の需要拡大を牽引力として、市場が大きく拡大すると見込まれているSiCパワー半導体を中心に、国際競争力を将来にわたり維持するために必要と考えられる相当程度の投資規模(原則として事業規模2,000億円以上)であること。また、認定に当たっては、重要な部素材の調達に向けた取組内容についても考慮することとする。</p> <p><u>パワー半導体を含め、従来型半導体の後工程のみに関する投資については、原則として事業規模300億円以上の場合、当該取組を認定の対象とする。</u></p> <p>&lt;半導体製造装置等&gt;</p>	<p>実な脱炭素化の実現に向けて、GX移行債を原資とする予算事業により支援を受ける場合については、申請事業者は、下記の品目ごとの要件に加えて、GXリーグに加入しているなど、次の(1)～(5)の全てを満たすこととする。ただし、GXリーグに参加する場合、又は温暖化対策法における算定報告制度に基づく2020年度CO2排出量が20万t未満の企業及び中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、その他の温室効果ガスの排出削減のための取組を提出する場合、(3)及び(4)を満たすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>&lt;従来型半導体&gt;</p> <p>設備投資規模が著しく大きく(原則として事業規模300億円以上とする。)、民間独自の取組だけでは実現が困難であること。</p> <p>導入する設備・装置の性能が先端的であること(特注品又は製造機器企業の最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの)。</p> <p>なお、パワー半導体については、省エネ性能が高く、電動車等の需要拡大を牽引力として、市場が大きく拡大すると見込まれているSiCパワー半導体を中心に、国際競争力を将来にわたり維持するために必要と考えられる相当程度の投資規模(原則として事業規模2,000億円以上)であること。また、認定に当たっては、重要な部素材の調達に向けた取組内容についても考慮することとする。</p> <p>&lt;半導体製造装置等&gt;</p>

改 正 案	現 行
<p>(略)</p> <p>&lt;半導体部素材等&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;半導体原料&gt;</p> <p>(略)</p> <p>第3節 供給安定性</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、半導体及び原料等の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の(1)から(6)までのいずれにも該当するものとする。</p> <p><u>なお、当該計画や確保すべき供給能力の信頼性を確認するため、これらの前提となる将来の市場動向の見込みや事業戦略などについて、申請事業者に対して必要な情報・資料の提出を求める場合がある。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 国際情勢や市況の変化等に応じて、必要に応じて計画を見直すこと。</u></p> <p>(3) 外為法や、半導体及び原料等の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。</p> <p>(4) 事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。</p> <p>(5) 事業実施に必要な人材確保に積極的に取り組むこと <u>(次節(4)も参照のこと)。</u></p> <p><u>(6) 事業継続性確保のため、取組対象物資のサプライチェーンの強靱化に取り組むこと。具体的には、申請事業者において、取組対象物資のサプライチェーンの実態を把握するとともに、その中に含まれる特定の製造装置、部素材及びその部品・素材等について、特定の国・地域からの調達に依存しているなど、高い途絶リスクの蓋然性が認められる場合は、代替調達や調達元の複線化といった安</u></p>	<p>(略)</p> <p>&lt;半導体部素材等&gt;</p> <p>(略)</p> <p>&lt;半導体原料&gt;</p> <p>(略)</p> <p>第3節 供給安定性</p> <p>供給確保計画の認定の対象とする取組は、半導体及び原料等の安定供給確保の信頼性を確保するため、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外為法や、半導体及び原料等の安定供給に係る国内関係法令を遵守すること。</p> <p>(3) 事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。</p> <p>(4) 事業実施に必要な人材確保に積極的に取り組むこと。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>定供給確保のための対策を講じること。</u></p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 半導体関連の産学連携に係る取組 (共同研究・人材育成)</u></p> <p><u>我が国における半導体の安定供給確保のために、中長期的な産業基盤の維持・拡大を支える産学連携 (共同研究・人材育成) が重要であることを踏まえ、以下の全ての取組を実施すること。ただし、供給確保計画の認定の対象とする取組の設備投資規模が大きい (原則として事業規模 300 億円以上とする。) ものに限る。</u></p> <p><u>(ア) 原則として、半導体人材育成に取り組む産学連携組織への加入等</u></p> <p><u>(イ) 供給確保計画の開始翌年度から終了年度までの間、産学連携に資する以下の取組を全て実施すること</u></p> <p><u>(i) 教育・研究機関又は技術研究組合等との連携拡大 (これら機関との人材育成にもつながる共同研究開発や、これら機関からの研究者のインターン受入、これら機関への講師派遣、教員を対象とした実習・現場視察等)</u></p> <p><u>(ii) 半導体人材育成に取り組む産学連携組織の活動に対する貢献</u></p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 供給確保計画の認定に当たって経済産業大臣が配慮すべき事項</p> <p>経済産業大臣は、供給確保計画の認定に当たっては、第6章第2節及び第3節に掲げる事項並びに当該供給確保計画による取組を通じた地域経済への貢献や雇</p>	<p>第4節 (略)</p> <p>第5節 (略)</p> <p>第6節 取組を円滑かつ確実に実施するための措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 (略)</p> <p>第9節 供給確保計画の認定に当たって経済産業大臣が配慮すべき事項</p> <p>経済産業大臣は、供給確保計画の認定に当たっては、第6章第2節及び第3節に掲げる事項並びに当該供給確保計画による取組を通じた地域経済への貢献や雇</p>

改正案	現 行
<p>用創出効果に配慮するほか、有識者等の意見も聴取した上で、その内容も踏まえて当該供給確保計画の適切性を確認するものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、次章に定める安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成を希望する供給確保計画の認定に当たっては、当該基金の残額に留意するとともに、当該基金を活用した安定供給確保のための取組が効果的になされることに配慮するものとする。</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 その他半導体の安定供給確保に関し必要な事項</p> <p>本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、半導体の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障等の報告を通じ、半導体及び原料等の安定供給確保の状況について、<u>並行して有識者等の意見も聴取しながら</u>確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置を講じるものとする。</p> <p>附 則 (令和〇年〇月〇日改定)</p> <p>1 この取組方針は、令和〇年〇月〇日から適用する。</p> <p>2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。</p>	<p>用創出効果に配慮するほか、<u>必要に応じ</u>有識者等の意見も聴取した上で、その内容も踏まえて当該供給確保計画の適切性を確認するものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、次章に定める安定供給確保支援独立行政法人基金からの助成を希望する供給確保計画の認定に当たっては、当該基金の残額に留意するとともに、当該基金を活用した安定供給確保のための取組が効果的になされることに配慮するものとする。</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 (略)</p> <p>第6章 (略)</p> <p>第7章 その他半導体の安定供給確保に関し必要な事項</p> <p>本制度の運用に当たっては、施策の実効性を伴う総合的な推進を図るため、世界の安全保障環境が激変している状況を勘案し、周辺環境の変化等に応じて適宜検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、経済産業大臣は、半導体の施行令による指定及び取組方針の策定後、毎年度、認定供給確保計画の定期報告、取組の実施の支障等の報告を通じ、半導体及び原料等の安定供給確保の状況について確認を行い、必要に応じて、認定供給確保計画の的確な実施のための措置を講じるものとする。</p> <p>附 則 (令和<u>6</u>年<u>3</u>月<u>29</u>日改定)</p> <p>1 この取組方針は、令和<u>6</u>年<u>3</u>月<u>29</u>日から適用する。</p> <p>2 適用日前にされた供給確保計画の認定（変更の認定を含む。以下同じ。）の申請であって、この取組方針の適用の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。</p>

改 正 案	現 行
<p>3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。</p>	<p>3 この取組方針の適用の際現に認定を受けている供給確保計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた供給確保計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消しについては、なお従前の例による。</p>